

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和5年 3月30日

仙北市長 田口 知明



記

1. 協議を設けた区域の範囲と協議内容

地 区 . . . 生保内・神代・白岩・雲沢・大瀬蔵野基盤整備地区 (5地区)

協議内容 . . . ①人・農地プランの細分化 (大瀬蔵野基盤整備地区【新設】)

②中心経営体の追加・変更・資格喪失 (追加5件・名義変更8件・資格喪失2件)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年 2月28日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者 (担い手)の状況

仙北市全体の中心経営体数

法人	39	件	(+3)
集落営農	7	件	(-1)
個人	320	件	(-1)
合計	366	件	(+1)

※地区毎は別紙1のとおり

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

別紙2の3項のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

別紙2の4項のとおり

(2) 今後の地域農業のあり方

別紙2の6項のとおり

6. 農地中間管理機構の活用方針

別紙2の5項のとおり

地区毎集計表（令和5年3月末日時点）

田沢

経営体数		個人の 平均年齢
法人	8	
集落営農	0	
個人経営体	8	60
合計	16	才

地区農地面積
209.3

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	99.6	中心経営体 面積(ha)	118.1
集積率 (%)	47.6	集積率 (%)	56.4

生保内

経営体数		個人の 平均年齢
法人	9	
集落営農	0	
個人経営体	26	61
合計	35	才

地区農地面積
475.6

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	253.2	中心経営体 面積(ha)	359.3
集積率 (%)	53.2	集積率 (%)	75.6

神代

経営体数		個人の 平均年齢
法人	11	
集落営農	1	
個人経営体	131	63
合計	143	才

地区農地面積
1255.3

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	667.0	中心経営体 面積(ha)	798.4
集積率 (%)	53.1	集積率 (%)	63.6

角館町

経営体数		個人の 平均年齢
法人	3	
集落営農	0	
個人経営体	15	63
合計	18	才

地区農地面積
106.1

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	42.7	中心経営体 面積(ha)	56.3
集積率 (%)	40.3	集積率 (%)	53.0

白岩

経営体数		個人の 平均年齢
法人	3	
集落営農	3	
個人経営体	37	56
合計	43	才

地区農地面積
506.9

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	229.9	中心経営体 面積(ha)	325.8
集積率 (%)	45.3	集積率 (%)	64.3

雲沢

経営体数		個人の 平均年齢
法人	8	
集落営農	1	
個人経営体	44	63
合計	53	才

地区農地面積
567.5

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	241.5	中心経営体 面積(ha)	308.7
集積率 (%)	42.5	集積率 (%)	54.4

地区毎集計表（令和5年3月末日時点）

中川

経営体数		個人の 平均年齢
法人	13	
集落営農	2	
個人経営体	38	63
合計	53	才

地区農地面積
285.0

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	121.2	中心経営体 面積(ha)	182.8
集積率 (%)	42.5	集積率 (%)	64.1

桧木内

経営体数		個人の 平均年齢
法人	3	
集落営農	0	
個人経営体	23	62
合計	26	才

地区農地面積
463.1

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	231.7	中心経営体 面積(ha)	231.3
集積率 (%)	50.0	集積率 (%)	50.0

西明寺

経営体数		個人の 平均年齢
法人	8	
集落営農	1	
個人経営体	57	62
合計	66	才

地区農地面積
701.7

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	410.1	中心経営体 面積(ha)	456.8
集積率 (%)	58.5	集積率 (%)	65.1

潟野十二峠

経営体数		個人の 平均年齢
法人	2	
集落営農	0	
個人経営体	2	47
合計	4	才

地区農地面積
49.4

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	29.4	中心経営体 面積(ha)	35.1
集積率 (%)	59.4	集積率 (%)	71.0

生保内南

経営体数		個人の 平均年齢
法人	3	
集落営農	0	
個人経営体	12	58
合計	15	才

地区農地面積
159.2

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	119.4	中心経営体 面積(ha)	159.2
集積率 (%)	75.0	集積率 (%)	100.0

八津鎌足

経営体数		個人の 平均年齢
法人	0	
集落営農	0	
個人経営体	5	72
合計	5	才

地区農地面積
23.5

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	12.5	中心経営体 面積(ha)	18.6
集積率 (%)	53.1	集積率 (%)	79.1

地区毎集計表（令和5年3月末日時点）

神代第2

経営体数		個人の 平均年齢
法人	8	
集落営農	1	65 才
個人経営体	77	
合計	86	

地区農地面積
351.4

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	214.9	中心経営体 面積(ha)	258.0
集積率 (%)	61.2	集積率 (%)	73.4

中川第2

経営体数		個人の 平均年齢
法人	7	
集落営農	0	65 才
個人経営体	27	
合計	34	

地区農地面積
189.2

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	125.0	中心経営体 面積(ha)	189.2
集積率 (%)	66.1	集積率 (%)	100.0

大瀬蔵野基盤整備

経営体数		個人の 平均年齢
法人	3	
集落営農	0	/
個人経営体	0	
合計	3	

地区農地面積
49.9

現状(令和4年度)		目標	
中心経営体 面積(ha)	0.5	中心経営体 面積(ha)	49.9
集積率 (%)	1.0	集積率 (%)	100.0

別紙2【生保内地区】

3. 2から見た中心経営体の確保状況
- | |
|-----------------|
| 担い手は十分確保されている |
| ○ 担い手はいるが充分ではない |
| 担い手がいない |

取組事項	対応	備考
担い手に集積・集約化する	実施している	大規模経営体への集積が進んでいる。
担い手の分散錯圖を解消する	実施していない	分散している圃場もあるが、それぞれが団地化されている。
新規参入を促進し、新規参入者に集積・集約化する	実施している	新規就農者への集積を積極的に行っている。他地区からの参入者は少数。
耕作放棄地の発生防止	実施している	山間部の農地については、原野等への地目変更等対策が必要。
その他[担い手の確保]	実施している	実施しているが、充分ではない。

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	備考
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける	実施している	貸し付ける場合は農地中間管理機構を活用する。
経営転換(リタイアも含む)する場合は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける	実施している	//
経営耕地の集約化のための利用権交換は原則として農地中間管理事業を活用する	実施していない	集約化を行う場合は農地中間管理権の権利移転を行う。
その他[条件不利農地の集積]	実施している	転作作物の作付けが主な担い手による集積が進んでいる。

6. 今後の地域農業の在り方

課題 担い手の高齢化が進み、5年後10年後は担い手不足となる可能性がある。

条件不利農地が多数存在するため、耕作者の減少による耕作放棄地の増加が懸念される。

対策 担い手の確保、育成が必要となる。法人等の大規模経営体が多数あるが、現在の大規模経営体が地区全体の農地を集積することは不可能と考える。

今後、新たな法人、集落営農組織を設立し集落営農化を進めるほか、他地区からの参入者、新規就農者の確保育成が必要となる。条件不利農地については、事業等の活用により耕作条件を改善する取り組みが必要となる。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

○ 担い手は十分確保されている
担い手はいるが充分ではない
担い手がいない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応	備考
担い手に集積・集約化する	実施している	担い手の集積は農地中間管理事業を活用する。
担い手の分散錯置を解消する	検討中	それほど分散していないが、集約化したい圃場はあるため、今後話し合いが必要。
新規参入を促進し、新規参入者に集積・集約化する	検討中	担い手不足が懸念されるため今後話し合いが必要。
耕作放棄地の発生防止	実施している	不作付地が発生しないよう転作作物を作付け。
その他[作業の集約化]	検討中	法人経営、集落営農等の話し合いが必要。

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	備考
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける	計画有り	貸し付ける場合は農地中間管理機構を活用する。
経営転換(リタイアも含む)する場合は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける	実施している	〃
経営耕地の集約化のための利用権交換は原則として農地中間管理事業を活用する	計画有り	集約化を行う場合は農地中間管理機構の権利移転を行う。
その他[地域での計画的な農地集積]	検討中	プランの話し合いの中で、機構の活用について今後更に話し合う必要がある。

6. 今後の地域農業の在り方

課題 10年後には担い手の高齢化が進み、後継者不足等から耕作者不足が問題となる恐れがある。

対策 他地区からの参入者、今後神代地区で中心的経営体となるであろう耕作者の確保、育成が必要となる。
地区内の担い手が不足しているところは、法人経営への転換や、機械の共同利用等を考える。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

○ 担い手は十分確保されている
担い手はいるが充分ではない
担い手がいない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応	備考
担い手に集積・集約化する	実施している	大規模経営体への集積が進んでいる。
担い手の分散錯置を解消する	実施している	基盤整備済地区では進んでいるが、未整理地区は停滞している。
新規参入を促進し、新規参入者に集積・集約化する	実施している	他地区からの参入者が多数存在する。
耕作放棄地の発生防止	実施している	不作付地発生防止対策として大豆、ソバ、飼料作物等の作付けが多い。
その他[作業の集約化]	実施している	集落営農、個人の大規模経営体への集約を行っている。

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	備考
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける	実施している	殆どの農地の出し手が農地中間管理機構を活用している。
転貸(リタイアも含む)する場合は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける	実施している	〃
経営耕地の集約化のための利用権交換は原則として農地中間管理事業を活用する	検討中	市外からの参入者が多数存在するため、検討中。
その他[条件不利農地の集積]	実施している	転作作物の作付けが主な担い手による集積が進んでいる。

6. 今後の地域農業の在り方

課題 10年後には担い手の高齢化による耕作者不足が問題となる恐れがある。

対策 他地区からの参入者、今後白岩地区で中心的経営体となるであろう耕作者の確保、育成が必要となる。
 山間地の条件不利農地は、耕作条件を改善する事業等を積極的に活用する。農地中間管理機構を活用し、地域の中心経営体や他地区からの参入希望者新規就農者への集積を進める。

別紙2【雲沢地区】

3. 2から見た中心経営体の確保状況

○ 担い手は十分確保されている
担い手はいるが充分ではない
担い手がいない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応	備考
担い手に集積・集約化する	実施している	基盤整備済地区は集積が進んでいるが、未整理地区は停滞している。
担い手の分散錯圖を解消する	実施している	基盤整備済地区は集約が進んでいるが、未整理地区は停滞している。
新規参入を促進し、新規参入者に集積・集約化する	実施している	他地区からの参入者は多数。
耕作放棄地の発生防止	実施している	不作付地発生防止対策として大豆等の作付けを行っている。
その他[作業の集約化、不整形圃場の耕作条件改善]	一部計画有り	基盤整備済地区は済んでいる。一部地区で基盤整備計画有り。

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	備考
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける	実施している	基盤整備済地区は農地が流動的だが、未整理地区は停滞している。
経営転換(リタイアも含む)する場合は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける	実施している	//
経営耕地の集約化のための利用権交換は原則として農地中間管理事業を活用する	検討中	市外からの参入者が多数存在するため、検討中。
その他[地域での計画的な農地集積]	一部計画有り	一部基盤整備事業の計画があり、面的集積計画検討中。

6. 今後の地域農業の在り方

課題 10年後には担い手の高齢化による耕作者不足が問題となる恐れがある。

対策 他地区からの参入者、今後雲沢地区で中心的経営体となるであろう耕作者の確保、育成が必要となる。
不整形圃場が多数存在するため、耕作条件改善が必要となる。各種事業を活用し不整形圃場の解消が作業効率の向上、低コスト化に繋がる。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
仙北市	大瀬蔵野基盤整備地区 （下延【基盤整備地区内】）	令和5年3月30日	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	49.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	49.4ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・現況は小区画の未整備田、農道が狭小。用水路は一部がコンクリート装工されているものの劣化が著しい。大半は用排兼用の土水路となっており、維持管理に多大な労力を要しているほか、排水不良で大型機械導入や低コスト経営の大きな阻害となっている。

・上記の現場条件から、稲作中心の農業形態であり複合経営化が図られていない。農業者の高齢化が進行して担い手不足が顕在化しており、農業水利施設の管理が行き届かない等、農地の維持が困難になっている。

・個人農業者による耕作が地域の農地の大半を占めており、法人化や中心経営体への集積及び集約化が進んでいない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・基盤整備の実施を契機に、高収益作物（露地及び施設野菜）に特化した2法人と、土地利用型作物（水稻）を軸とする1法人の計3法人への農地集約に取り組む。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	*	水稻+野菜	0 ha	水稻+野菜	22.9 ha	仙北市・大仙市
認農法	*	露地野菜	0 ha	露地野菜	15 ha	仙北市
認農法	*	水稻+施設野菜	0.5 ha	水稻+施設野菜	12 ha	仙北市
(備考) 集積率目標 100% (現状 1%) 地域における担い手の確保状況：担い手は十分に確保されている						
計	3経営体(3認農法)		0.5 ha		49.9 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>○農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・令和5年度に中心経営体は地域の話合いの結果を元に、機構を活用して農地の集積・集約化を行う。
<p>○基盤整備への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、当地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。（R6採択予定）
<p>○作物生産に関する取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体間で、米等の土地利用型作物と高収益作物のブロックローテーションに取り組む。（5年水張りルールに対する取組）
<p>○他地域との調和に係る取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する雲沢地区との関係について、お互いの地区の担い手が入作を行っている現状であり、地理的な関係も考慮し、合同による話し合いを継続する。
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1		別紙のとおり		
2				
3				
4				
5				
6				
	計	49.4ha		

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。